

日医発第1365号（健Ⅰ）（地域）

令和5年10月30日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 副会長

角 田 徹

(公 印 省 略)

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（周知依頼）

標記につきまして、厚生労働省 健康・生活衛生局難病対策課長ならびに医薬局医薬品審査管理課長から添付のとおり周知依頼がありました。

厚生労働省には、医療従事者の柔軟剤等のかおりが気になって医療機関にかかれ
ないという訴えや、医師を始めとする医療従事者へ啓発ポスターを周知してほしい
との訴えもあったことを踏まえ、

- 香りの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも困っている人
もいることをご理解いただくこと
- 香り付き製品の使用に当たっては周囲の方々にも配慮いただくこと

などを狙いとして、厚生労働省を含む5省庁連名で作成したポスターに関する情報
提供となります。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会への周知について、ご高
配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

啓発ポスター 掲載URL （消費者庁ホームページ）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_saf
ety/cms205_230711_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety/cms205_230711_01.pdf)

健生難発 1030 第 1 号
医薬薬審発 1030 第 1 号
令和 5 年 10 月 30 日

公益社団法人日本医師会
担当理事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（周知依頼）

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和 3 年から啓発ポスターを作成し、周知啓発を行っています。さらに、本年 7 月には当該ポスターを改訂するとともに下記 1 のウェブサイトに掲載しております。

つきましては、貴会会員に対し、当該ポスターについて情報提供いただくとともに、必要に応じて院内への掲示等にご活用いただけるよう依頼のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関連する参考情報をあわせて下記 2 に記載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

記

1. 啓発ポスターについて

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

2. 関連情報について

日本石鹼洗剤工業会では、以下のように衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において「香りに関する注意喚起」の表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っています。

- (1) 衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html

- (2) 柔軟仕上げ剤の香りに関して

https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm

知ってください!!

その香り

困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。



香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、周囲の方にもご配慮下さい。

なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。